

# 事業資金・短期貸付

## この資金の特徴

- ☑ 短期の運転資金としてご利用いただける資金です。
- ☑ 返済方法は、割賦又は一括償還を選択できます。

## 次のような方におすすめです

- 商品仕入や手形・小切手の決済等のための短期運転資金が必要である。
- 夏季・年末の賞与支払のための資金を借り入れたい。

## 融資条件

|                | 運 転 資 金                                                                                           |                |
|----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
|                | 信用保証付き                                                                                            | 信用保証なし         |
| 限 度 額          | <b>3,000万円</b>                                                                                    | <b>3,000万円</b> |
|                | 信用保証付きと信用保証なしを併用する場合は、合計6,000万円                                                                   |                |
|                | 知事が認定した中小企業組合と、その組合員は6,000万円                                                                      |                |
| 利 率<br>(年 以 内) | <b>年 1.75%</b>                                                                                    | <b>年 2.15%</b> |
|                | 令和8年10月1日現在の利率です。(固定金利)                                                                           |                |
| 期間・償還方法        | <b>1年以内</b>                                                                                       |                |
|                | 割賦又は一括償還                                                                                          |                |
| 担 保            | 取扱金融機関(及び信用保証協会)との協議により定める                                                                        |                |
| 保 証 人          | 個人：原則として不要<br>法人：原則として代表者以外の連帯保証人は不要<br>ただし、信用保証付きで事業者選択型経営者保証非提供制度の要件を満たし、経営者による保証の提供を希望しない場合は不要 |                |
| 信 用 保 証        | 付する                                                                                               | 付さない           |
|                | (保証料 <b>年0.45%～1.64%以内</b> )<br>信用保証付きで事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合は0.25%又は0.45%が上乗せとなる                | —              |

## 資金使途

| 運転資金のみ                 |
|------------------------|
| 商品仕入れや手形・小切手等の決済等に必要資金 |

ただし、次の資金使途は融資対象になりません。

✕ 借入金の返済、納税に充てる資金、転貸資金 等



融資については取扱金融機関及び信用保証協会の審査により決定されますので、申込要件を満たしてもご希望に添えない場合があります。

## 融 資 対 象 者

事業資金・短期貸付は、次の全てに該当する中小企業者（個人、会社、NPO法人等）及び知事の認定した中小企業組合とその組合員を対象としています。

### 1 信用保証対象業種<sup>(\*)</sup>を営んでいる。

\* 一般にいう商工業者のほとんどが対象となります。

ただし、原則として農林漁業、金融業（一部例外あり）、学校法人、宗教法人等は対象となりません。

### 2 申込みの日以前1年以上引き続き県内に事業所を有し、同一事業を営んでいる。

（県外から移転し、申込日において県内のみに事業所を有している場合については、県外での実績を含めて1年以上引き続き同一事業を営んでいること。）

### 3 事業税等を滞納していない。

### 4 事業に必要な許認可等を取得している。 等

## 申込みにあたっての必要書類

| 申込みに必要な書類                       | 備考                                                                                                                                        |
|---------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 埼玉県中小企業制度融資申込書（県所定様式1）          | ・受付機関にて配布、もしくは県HPからもダウンロードできます。                                                                                                           |
| 事業税の納税証明書等                      | ・事業税の税額等の証明又は滞納がないことの証明<br>・個人事業税の課税対象とならない事業を営んでいる個人は、県民税及び市町村民税の納税証明書等                                                                  |
| 最新2期分の確定申告書（決算書）の写し             | ・2期目の確定申告又は決算が終了していない場合は1期分で可                                                                                                             |
| 許可書・登録書等の写し                     | ・必要な業種の場合                                                                                                                                 |
| 特約書（ひな形：県所定様式28）                | ・融資実行に先立ち取扱金融機関に提出                                                                                                                        |
| 【信用保証協会必要書類】<br>（信用保証を付す場合のみ必要） | ・印鑑証明書、登記事項証明書等<br>・事業者選択型経営者保証非提供制度に基づき保証人による保証の提供を希望しない場合は保証協会所定の「『事業者選択型経営者保証非提供制度』要件確認書兼誓約書」、提供する場合は保証協会所定の「『経営者保証に関するガイドライン』等」に係るご説明 |

※ 金融機関や保証協会の審査過程において、上記以外の書類が必要となる場合があります

## 受 付 場 所

- 中小企業者
  - … 事業所が所在する地区の商工会議所・商工会
- 知事が認定した中小企業組合（認定組合）
  - … 埼玉県中小企業団体中央会
- 知事が認定した中小企業組合の組合員（認定組合員）
  - … それぞれが加入する認定組合

## 取 扱 金 融 機 関

銀行・信用金庫・信用組合・商工組合中央金庫の、原則県内に所在する本支店

※ 日本政策金融公庫、ゆうちょ銀行、農業協同組合、労働金庫では取り扱いができません。

## お問い合わせはこちらまで

- ・ 埼玉県産業労働部経営・金融支援課  
企画・制度融資担当  
電 話：048-830-3801・3803  
さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県庁本庁舎5階
- ・ 事業所が所在する地区の商工会議所・商工会
- ・ 認定組合の場合は埼玉県中小企業団体中央会
- ・ 認定組合員の場合は加入する認定組合



詳細につきましては、県経営・金融支援課ホームページをご覧ください。 [埼玉県制度融資で検索](https://www.pref.saitama.lg.jp/a0805/seidoyushi/)

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0805/seidoyushi/>